

愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地
岡崎信用金庫 御中

同意書

1. 私は、岡崎信用金庫(以下「甲」という。)が開催する商談会に参加するに際して、以下の内容に同意します。
 - (1) 甲は、商談会に参加するために私が提供した情報を、商談会の相手先企業(以下「乙」という。)に對して提供します。
 - (2) 商談会への参加は、乙との契約の成立を約束するものではありません。
 - (3) 乙と私との商談経過、顛末等については、乙から甲に報告されることがあります。
 - (4) 乙との商談交渉等は、あくまで私の責任で行い、契約締結等の判断および契約締結後の結果責任については全て私が負います。
 - (5) 乙との商談交渉等から発生する損害等については全て私が負います。
 - (6) 私(法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、および以下の①～⑤のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること。
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の⑥～⑩の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ⑥ 暴力的な要求行為。
 - ⑦ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ⑧ 齧迫的な言動をし、また暴力を用いる行為。
 - ⑨ 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて金庫の信用を毀損したり、業務を妨害する行為。
 - ⑩ その他、前各項に準ずる行為。
3. 私が、上記①～⑤のいずれかに該当もしくは虚偽の申告をしたことが判明した場合、または上記⑥～⑩のいずれかの行為を行った場合には、乙が商談に応じなくても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合であっても、一切の責任は私が負います。また、これにより甲に損害を生じさせた場合には、その損害賠償に応じます。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏名又は会社名 _____ 印 _____